

奨学給付金確認シート

奨学給付金

高校生等奨学給付金の給付を希望される方は、下のフローチャートで対象となるかどうかを確認し、**必要書類一覧**の○がついている必要書類及び申請書を併せて提出してください。

令和6年7月1日現在、高等学校等（特別支援学校高等部を除く）に在学する生徒の保護者等が広島県内に居住していますか。

広島県に申請できません。
※保護者がお住まいの都道府県で申請してください。

はい

次のいずれかの申請手続きを行っていますか。
① 高等学校等就学支援金
② 広島県公立高等学校等学び直し支援金
③ 広島県公立高等学校等専攻科修学支援金

奨学給付金の支給対象ではありません。
※申請書の提出は不要です。

はい

次のいずれかに該当しますか。
① 保護者等が海外赴任中である
② 令和6年度の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸付けを受けている（受ける見込みである）
③ 児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費〔母子生活支援施設の高校生等を除く〕）の支弁対象である

奨学給付金の支給対象ではありません。
※申請書の提出は不要です。

いいえ

該当しない

次の①から③のいずれかに該当する場合は、奨学給付金の**支給対象**です。申請区分を確認し、裏面の**必要書類一覧**に記載の必要書類及び申請書を併せて提出してください。

項目	申請区分
① 令和6年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給	1 生業扶助受給世帯
② 令和6年度の保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額」が非課税である	2 住民税所得割非課税世帯
③ 家計急変により保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額」が非課税相当となる見込みである	3 家計急変世帯

家計急変により住民税所得割が非課税相当になる場合とは、次の基準を満たす場合をいいます。

世帯人数	向こう1年間の収入見込み
2人世帯	2,044,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満

必要書類一覧

「奨学給付金確認シート」で確認した申請区分ごとに○が付いている書類をすべて提出してください。

申請区分			必要書類
① 生業扶助受給 世帯	② 住民税所得割非課税 世帯	③ 家計急変 ※1世帯	
	○		申請用封筒 (角形2号(申請書が折らずに入る)封筒を用意) ※ HP からダウンロードした「提出用封筒ラベル」を貼付
	○		広島県高校生等奨学給付金受給申請書
	○		振込先の通帳の写し ※ 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義が確認できる面の写し ※ ネットバンキングの場合、Web画面を印刷した書類
○	×	×	次のうちいずれか一点 <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 (広島県高校生等奨学給付金申請用)(別紙様式) <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書(お住まいの市区町村役所又は福祉事務所の証明を受けたもの)
×	○ ※2 不要の場合あり	○	保護者等全員の課税証明書(令和6年度) ※ 生徒が国立高等学校及び県外の公立高等学校等に在籍している場合
×	×	○ ※3	【給与所得者で離職・解雇の場合】 <input type="checkbox"/> 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書のいずれかの写し 【個人事業者で事業の廃業の場合】 <input type="checkbox"/> 個人事業の廃業届出書、破産宣告通知書のいずれかの写し 【給与所得者で収入減の場合】 <input type="checkbox"/> 会社作成の給与見込(1年間分)又は家計急変後の3か月以上の連続した給与明細書の写し 【個人事業者で収入減の場合】 <input type="checkbox"/> 税理士又は公認会計士の作成した家計急変後の収入及び経費を証明する書類及び(青色申告者のみ)確定申告書の写し 【その他】 <input type="checkbox"/> 事由により必要な書類 ※追加書類を求める場合があります。

※1 家計急変とは家計が急変し保護者等の向こう1年間の収入見込みが住民税所得割非課税に相当する場合をいいます。生業扶助を受給の場合や、家計急変前から住民税が非課税の場合は該当しません。

※2 生徒が県内の公立高等学校等に在籍している場合

申請書の1の「広島県の高等学校等就学支援金の認定審査において算定された保護者等の課税に関する情報を奨学給付金の認定審査においても利用することに同意します。」の□に✓印を付け、同意する場合は、課税証明書の提出は不要です。

※3 申請時に書類の準備が難しい場合や書類について不明な点がある場合は、次の連絡先までお問合せください。